

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年10月15日（平成30年（行情）諮問第456号）

答申日：令和2年2月13日（令和元年度（行情）答申第524号）

事件名：雇用保険の基本手当の受給資格に関し法人の代表者に係る実務上の取扱いが分かる文書の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求に対し、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、その一部を不開示とした決定について、諮問庁が別紙の3に掲げる文書（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、別紙の4に掲げる文書を特定し、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等すべきであり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分については、別表の6欄に掲げる部分を開示すべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年4月19日付け香労発総0419第1号により香川労働局長（以下「処分庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、文書の特定について争うとともに、不開示部分の開示を求めるといものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

主に文書の特定と不開示とされた部分について不服があり、開示対象文書と不開示部分の変更を求める。

ア 文書の特定について

（ア）都道府県労働局（以下「労働局」という。）の雇用保険審査官が作成した審査請求決定書（写しを含む。以下第2において同じ。以下「決定書」ともいう。）として平成26年ないし平成29年の5件が開示決定されたが、法人の代表者の受給資格決定については平成3

年3月付の愛媛労働局の疑義解釈集にも記載があることから、平成25年以前にも法人の代表者が審査請求を行い、決定書が作成された可能性がある。実際、他の行政文書を調査していくと、5件の決定書の他に、特定労働局の雇用保険審査官による決定書が（正確な時期は不明だが平成24年前後に）作成されていることが分かり、文書特定が正確になされていない疑惑が深まった。香川労働局における決定書の保管状況を明らかにし、漏れている文書が存在するならば、その特定と開示を求める。

(イ)「平成29年特定番号」事件の決定書の資料一式として開示された文書に、同決定書で参照されている文書であるにも関わらず、「審査請求書」「意見書」「反論書」「再意見書」「聴取書」が含まれていない。これらも審査のために収集された資料であり、特定と開示を求める。

イ 不開示部分について

本件開示決定通知書の「不開示とした部分とその理由」には、次の2点に該当する部分を不開示とする旨記載されている。

- (ア) 当該情報に含まれる記述等により特定の個人を識別することができるもの（中略）に該当するもの（法5条1号）
- (イ) 国の機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（不正受給に係る聴取などの調査手法が分かる箇所）に該当するもの（法5条6号）

しかしながら、上記のどちらにも該当しない部分まで不開示とされているように推測される部分がある（具体的には裏面に記載）。不開示とされた部分の実際の確認を行い、これらに該当しないならば、その部分の開示を求める。

ウ その他、補正について

本件開示請求について補正依頼の文書を2通受理した（香労発総0320第1号及び香労発総0327第4号）が、その内容が適切なものか疑問があり、審査請求の対象外と思われるが、念のため附記する。

(ア)「補正の対象となる事項」として、本件開示請求書の「記載に不備がある」とし、「開示対象文書は別紙のとおりですから、行政文書開示請求書中の記1「請求する行政文書の名称等」欄に、請求する行政文書が特定できるよう、行政文書の名称等を記載してください」との記載があり、指示に従って訂正しなければ、開示請求に形式上の不備があるとして開示決定されないのかと困惑した。

(イ) オンライン請求のため、対象文書が特定されて件数が確定した後に、補正手続により手数料を納付する手順と理解しているところ、2通の補正依頼書ともに、金額を記載せずに手数料の納付を求めて

おり、対処に困った。2通目の補正依頼には5件の文書名が記載されており、1通目との合計で200円×5件分＝1000円になるように収入印紙を送付したが、5件のうち4件は1つの行政文書として扱うため、開示請求手数料は2件分400円となることが後日判明した。

(裏面の記載 略)

(2) 意見書1

ア 文書の特定について

(ア) 決定書について

新たに「平成24年特定番号」事件の決定書を特定して頂けましたが、審査請求書の提出後、他にも本件請求文書に該当する決定書が存在するとの教示を労働局職員から頂きました(平成20年特定番号ほか数件)。審査請求書で指摘した「特定労働局の雇用保険審査官が作成した決定書の写し」だけではなく、該当する決定書は、その全部を特定して頂けますように願います。

(イ)「平成29年特定番号」の関連文書について

「平成29年特定番号」事件の決定書(本件対象文書1(1), 7頁5行目)に記載されている「聴取書」が、これまで特定された文書に含まれていない場合には、これも特定して頂けますように願います。また、新たに特定された「審査請求書」「意見書」「反論書」「再意見書」以外に、同事件の行政文書ファイルに収納された文書が存在する場合には、それらについても全部を特定して頂けますように願います。

イ 不開示部分について

(ア) 理由説明書別表の対象文書の記載方法について

「新たに開示する部分」の確認に困りました。特に、別表の1欄の番号2の文書(本件対象文書1(2)ないし(5), 129頁ないし185頁)には4つの決定書が該当するはずですが、その順番が理由説明書(下記第3の3(1)イ)に記載された文書の順番と対応しないようで、新たに開示するとする部分が、どの決定書の何頁目なのか不明確です。別表の対象文書の「文書名」の欄には文書名を具体的に明記して頂けないでしょうか。

(イ) 会社名(商号)に含まれる「株式会社」「有限会社」「合同会社」等の部分について

会社の種類については、開示しても特定の個人の識別はできず、実際、「平成29年特定番号」事件の株式会社、「平成27年特定番号A」事件の合同会社、「平成27年特定番号B」事件の株式会社や合同会社のように開示されています。

新たに特定された「平成24年特定番号」事件の決定書（本件対象文書2（2），198頁）においても、「請求人が（中略）設立された有限会社の唯一の取締役であり」と、有限会社であることが開示されています。ところが同じ文書の他の部分（例えば，203頁の1及び2行目）では「■■■の代表取締役に就任していることは，法人登記簿上，明白である」のように，会社名の種類を示す部分は不開示となっていて，開示・不開示の扱いが不統一になっています。

それだけではなく，会社の種類を不開示とすることで，次のような不都合が隠蔽される問題があります。会社法（整備法）の規定により，特例有限会社で代表取締役の登記が可能なのは「会社を代表しない取締役がある場合に限る」ため，「有限会社の唯一の取締役」ならば代表取締役の登記はできません。よって，不開示とされた会社名が推測通りに有限会社のものならば，「代表取締役に就任していることは，法人登記簿上，明白である」という判断は不適切です。ところが，株式会社であれば取締役1名でも代表取締役の登記が可能なので，不適切とは限らなくなります。このように会社の種類を不開示とすることで，法律上の判断の適切さについて把握できなくなります。（代表取締役の登記さえ外せば受給資格決定可能である旨が「平成27年特定番号B」事件の決定書（本件対象文書1（3），158頁）の立会審理で明らかにされており，代表取締役としての登記の有無が最重要ポイントです。）

決定書の判断内容が正当であるかを知るために，個人識別情報に該当しない会社の種類を示す「株式会社」「有限会社」「合同会社」等の部分は，全て開示することを求めます。

（ウ）日付について

個人の離職日や法人の設立日ならば，会社の同僚や法人登記簿を閲覧した者によって特定個人が識別される可能性があることを具体的に理解できます。しかし，「処分年月日」から特定個人を識別するには，特定年月日の処分に係る個人を照合するための情報が必要となるため，そのための情報を入手できるか否かで，特定の個人を識別できるか否かが異なると考えられます。例えば，特定審査請求事件の決定日を2つ入手した場合に，この2つの事件に係る個人が同一か否かを識別するには，当該決定日と照合するための氏名，住所，生年月日あるいは被保険者番号，求職番号等の情報が必要です。審査請求事件の場合，そのような情報は入手できませんから，決定日から特定個人を識別できるとは言えないのではないのでしょうか。

また，国会にて（再）審査請求事件に言及する際には，事件を特定するために決定日や裁決日が引用されています。論文等で裁判例

を引用する際にも、事件名、裁判所名ともに、判決日を記すのが通常です。(中略)

国会の委員会等と言及された事件を確認するために、特定年月日に決定された決定書を対象として開示請求を行った場合に、存否応答拒否を理由として開示決定されないとしたら問題です。

特定の個人を識別するために必要となる他の照合情報が入手できない「決定日」のような処分年月日については、開示することを求めます。

- (エ)「平成29年特定番号」事件の乙第8号証(本件対象文書1(1), 115頁)と丙第1号証(同, 120及び121頁)について

文書の冒頭や末尾部分以外の内容が全部不開示なのは適切なのか、疑問を感じます。

別表では、当該部分の不開示の根拠として法5条1号及び6号が記載されていますが、特定の個人を識別できる情報ならば、氏名や生年月日等の部分を不開示とすれば十分でしょうし、不正受給を示す証拠や調査結果ならばともかく、不正受給調査に係る調査手法に関する情報を審査資料として提出する必要性が理解できません。むしろ、当該決定書本文中の「④法人の代表者になっている者について」(本件対象文書1(1), 10頁)や「⑧不正の行為について」(同, 11頁)等で引用されている行政実務上の取扱いの根拠となる資料ではないかと疑われます。

当該部分は本当に法5条1号及び6号に該当する情報のみであるか、確認して頂けますよう願います。

- (3) 意見書2(意見書の追加)

補充理由説明書に対して、追加すべき意見を整理しました。

ア 文書の特定について

審査請求書で指摘した「特定労働局の雇用保険審査官が作成した決定書の写し」については、理由説明書にて「平成24年特定番号」を特定し、開示対象文書に追加して頂けましたが、意見書1にて指摘した「平成20年特定番号」等、他の決定書については、補充理由説明書においても特定されていません。

別途の開示請求により「平成20年特定番号」や「平成21年特定番号」、「平成27年特定番号」等も本件請求文書に該当することを確認できています。更に、これらの他にも数件の決定書が存在するそうです。更に別途の開示請求を行わせることなく、該当する決定書はその全部を特定して頂けますように願います。何度開示請求しても「平成24年特定番号」や「平成27年特定番号」が特定されなかったのは、意図的又は組織的な隠蔽ではないかと怪しんでいます。

別件審査請求事件の疑義照会票についても、諮問庁は不開示とする理由について国民が混乱する等と説明していますが、後日開示された疑義照会票の内容からは、行政の誤謬を国民の目から隠したいのが本当の理由ではないか等訝しく思えてしまいます。疑いを晴らして頂けないでしょうか。

イ 不開示情報該当性について

補充理由説明書で「代理人弁護士の名義」等が追加されました（第3の3（2）イ）が、既に令和元年度（行情）答申第219号（以下答申は「令元行情219号」等と表記する。）や令元行情270号にて、これらの情報は「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない」等として開示すべきであると判断されています。これらの情報は開示されるべきと考えます。

ウ 不開示を維持するとする部分について

別表の4欄によれば、決定書の決定年月日は全てが不開示となっています。しかし、年月日のみでは特定の個人を識別することはできず、氏名・住所・生年月日あるいは被保険者番号のようなキーとなる情報は決定書を開示する際に不開示とされるため、当該個人から決定年月日を知らされた者でもない限り、決定年月日を開示したとしても、特定の個人を識別できるとは考えられません。決定年月日は、法5条1号で規定する個人識別情報には該当しないと考えます。

決定を行うのは雇用保険審査官であり、公務員が決定を行った年月日情報を公にすることで個人の権利利益が害されるとは考えられません。

法5条1号の「他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む」に関して、公表されている厚生労働省の「不開示情報に関する判断基準」（法5条関係）では、照合の対象となる「他の情報」として、「公知の情報、図書館等の公共施設で一般に入手可能なもの等一般人が通常入手し得る情報が含まれる。また、何人も開示請求できることから、仮に当該個人の近親者、地域住民等であれば保有している又は入手可能であると通常考えられる情報も含まれると解する。他方、特別の調査をすれば入手し得るかも知れないような情報については、一般的には、「他の情報」に含めて考える必要はないものと考えられる。」としています。請求人本人が保有する決定書を閲覧する等により決定年月日を知った特別な近親者を想定することは、ナンセンスです。決定年月日を開示した決定書を入手した者が請求人本人を問い詰めて決定年月日を聞き出すことは“特別な調査”に当たります。

この点について、過去の答申では、対象情報は明記されていません

が「雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない」とした令元行情 219 号と、「労働災害の個別具体的な状況、鑑定した医師による診断結果や関係者からの聴取内容等」の情報につき、「関係者等一定範囲の者には、特定個人が誰であるかが特定される可能性」があることと、「他人に知られることを忌避する性質の特定個人の機微にわたる私的な情報」であり、特定個人の権利利益を害するおそれがあると認められることから部分開示できないとした平 29 行情 189 号があります。

しかしながら、総務省が公開している答申選の 2 番（平 13 行情 111 号）では、「法 5 条 1 号に規定する「他の情報」に、医療関係者、警察関係者、患者とその近親者、近隣住民が有している情報を含むべきではなく、一般人基準をとるべき」とされています。このロジックは、答申選の 25 - 2 番（平 25 行情 155 号）で、「被災労働者を特定できる者は、被災労働者に相当近い立場・関係にある者等と言わざるを得ず、このような極めて限られた者がこれを知ったからと言って、当該特定個人の権利利益を害するおそれが生じるとは言えない」とより具体的になっています。答申選の 27 - 5 番（平 28 行情 32 号）でも同様に、訴訟の関係書類に関して利害関係者を除いた一般の者を基準としています。

令元行情 219 号の「雇用保険審査請求人の関係者」とはどのような者を指すのか説明がなく不明確ですが、答申選の 2 番が参照している平 13 行情 111 号の記載に倣うと、審査請求事件の存在に関する情報を有している者の立場から特定個人の識別性の可否を判断することは、適切ではないのではないのでしょうか。被災労働者や自殺者等の場合ならば、近親者や近隣住民も葬儀に出席する等して事情を知ることが想定できるのに対して、雇用保険の審査請求事件の場合は、近親者であっても知っているとは限りません。一般人基準をとるなら、決定年月日の情報から特定個人を識別することは困難と言えるのではないのでしょうか。

平 29 行情 189 号にて、労働災害の個別具体的な状況を個人識別できる情報、診断結果等を機微な情報と判断することは不自然とは思いますが、決定年月日はこれらとは異なると考えます。厚生労働省の「部分開示の方法に関する判断基準（法 6 条関係）」では、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして「カルテ、作文等の個人の人格と密接に関連する情報や個人の未発表の研究論文等」が例示されています。決定年月日がこれらに該当するとはいえません。

法 5 条 1 号ただし書イの「法令の規程により又は慣行として公にさ

れ、又は公にすることが予定されている情報」について「不開示情報に関する判断基準（法5条関係）」では、「公にすることが慣習として行われていることを意味するが、慣習法としての法規範的な根拠を要するものではなく、事実上の慣習として公にされていること又は公にすることが予定されていることで足りる」とし、また、「将来的に公にする予定（具体的に公表が予定されている場合に限らず、求めがあれば何人にも提供することを予定しているものも含む）の下に保有されている情報をいう。ある情報と同種の情報が公にされている場合に、当該情報のみ公にしないと合理的な理由がない等、当該情報の性質上通例公にされるものを含む」としています。国会で（再）審査請求事件に言及する際には、事件を特定するために決定年月日や裁決年月日を使用され（国会議事録はWEBで公開）、論文等で裁判例を引用する際にも（事件名、裁判所名とともに）判決年月日を記すのが通常です。これらは事実上の慣行と言えるのではないのでしょうか。厚生労働省の社会保険審議会のウェブサイトでは、主な裁決例を公開しており、ここでは裁決年月日を公にしています。

平16行情590号では、裁決年月日は「慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であると認められる」として開示すべきと判断しています。社会保険審査会の裁決年月日や労働保険審査会の裁決年月日と、雇用保険審査官による決定年月日は同種の情報であり、片方は公にしてよいが、他方は公にできないといった扱いをする合理的な理由はないと考えます。

令元行情219号及び平29行情189号では、法5条1号ただし書イに該当せず等とあるのみで、決定年月日についてどう判断したのか明確ではなく、不開示とした合理的な理由も記載されていません。

「決定日」のような処分年月日については開示して頂けますようお願います。

第3 諮問庁の説明の要旨

理由説明書及び補充理由説明書によれば、諮問庁の説明は、おおむね以下のとおりである。

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年2月25日付け（同月26日受付）で処分庁に対し、法の規定に基づき本件請求文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対し処分庁が本件対象文書1を特定し、一部開示の原処分を行ったところ、審査請求人はこれを不服として、平成30年7月15日付け（同月17日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、新たに本件対象文書2を特定し、原処分に

おける不開示部分のうち下記3（3）に掲げる部分を新たに開示した上で、その余の部分については、法の適用条項として法5条2号イを追加し、不開示とすることが妥当であると考えます。

3 理由

（1）本件対象文書について

本件対象文書は、「雇用保険の基本手当の受給資格に関して、法人の代表者に係る実務上の取扱が分る文書」であり、具体的には、以下の各文書である。

ア 特定労働局の雇用保険審査官が作成した決定書（審査のために収集された資料を含む。）

審査請求決定書 事件番号「平成29年特定番号」（本件対象文書1（1）及び本件対象文書2（1））

イ 他の労働局の雇用保険審査官が作成した決定書の写し5件

（ア）審査請求決定書（写）事件番号「平成27年特定番号A」（本件対象文書1（2））

（イ）審査請求決定書（写）事件番号「平成27年特定番号B」（本件対象文書1（3））

（ウ）審査請求決定書（写）事件番号「平成27年特定番号C」（本件対象文書1（4））

（エ）審査請求決定書（写）事件番号「平成26年特定番号」（本件対象文書1（5））

（オ）審査請求決定書（写）事件番号「平成24年特定番号」（本件対象文書2（2））

（注）上記（ア）以下の各文書の掲載順は、補充理由説明書で修正された。

上記ア及びイに掲げる文書のうち、アの文書については、その一部を原処分において特定したが（本件対象文書1（1））、本件審査請求を受けて諮問庁において調査した結果、当該決定書に係る「審査請求書」、「意見書」、「反論書」及び「再意見書」が本件請求文書に該当することを確認したため、それらを新たに特定した（本件対象文書2（1））。また、イの5件の文書のうち、（ア）ないし（エ）の4件は原処分において特定したものであるが、（オ）については、本件審査請求を受けて諮問庁において調査した結果、本件請求文書に該当することを確認したため、新たに特定した。

（2）不開示情報該当性について

本件対象文書について不開示とすべき部分についての不開示情報該当性は、次のとおりである。

ア 法5条1号の該当性について

特定の個人の氏名や特定の処分年月日等の個人に関する情報であって、当該情報により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）については、法5条1号本文に該当し、同号ただし書イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条2号イの該当性について

特定の事業所の登記事項等並びに代理人弁護士の名、印影、所属事務所の名称、所在地、郵便番号、電話番号及びFAX番号の情報については、開示することにより、当該事業所(事業を営む個人を含む。)の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条6号柱書きの該当性について

不正受給調査に係る調査手法に関する情報であって、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は不正受給等の違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ等、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものについては、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

(3) 新たに開示する部分について

原処分における不開示部分のうち、別表の3欄に掲げる部分については、法5条各号に該当しないため、新たに開示することとする。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求の理由として、審査請求書(上記第2(1))において、主に文書の特定と不開示とされた部分に不服があり変更を求める旨主張しているが、本件対象文書の特定については上記(1)で、不開示情報該当性については上記(2)及び(3)でそれぞれ述べたとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のことから、本件対象文書2を新たに特定するとともに、原処分における不開示部分のうち、上記3(3)に掲げる部分を新たに開示することとするが、その余の部分については、法の適用条項として法5条2号イを追加した上で、原処分を維持して不開示とすることが妥当であるものとする。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年10月15日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月25日 審議

- ④ 同年 1 1 月 1 2 日 審査請求人から意見書 1 を收受
- ⑤ 平成 3 1 年 1 月 1 0 日 本件対象文書 1 の見分及び審議
- ⑥ 令和元年 1 1 月 2 1 日 委員の交代に伴う所要の手續の実施並び
に本件対象文書 1 の見分及び審議
- ⑦ 同年 1 2 月 6 日 諮問庁から補充理由説明書を收受
- ⑧ 同月 2 3 日 審査請求人から意見書 2 を收受
- ⑨ 令和 2 年 1 月 2 2 日 審議
- ⑩ 同年 2 月 1 0 日 審議

第 5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求に対し、処分庁は本件対象文書 1 を特定し、その一部を法 5 条 1 号及び 6 号に該当するとして不開示とする原処分を行ったところ、審査請求人は、他の文書の特定及び不開示部分の開示を求めている。

これに対し、諮問庁は、諮問に当たり、本件対象文書 2 を追加して特定し、その一部を法 5 条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして不開示とするとともに、本件対象文書 1 の不開示部分については、原処分における不開示部分の一部を新たに開示し、その余の部分については、同条 1 号、2 号イ及び 6 号柱書きに該当するとして、なお不開示とすることが妥当としていることから、以下、本件対象文書 1 を見分した結果を踏まえ、本件対象文書の特定の妥当性並びに本件対象文書 1 について諮問庁がなお不開示とする部分及び本件対象文書 2 について諮問庁が不開示とすべきとしている部分の不開示情報該当性について検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

- (1) 当審査会において、諮問庁が追加して特定すべきとしている本件対象文書 2（別紙の 3 に掲げる文書）の提示を受けて確認したところ、本件対象文書 2（1）は、特定の法人の代表者について雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案に関し、特定労働局の雇用保険審査官が作成した決定書（本件対象文書 1（1））に係る審査請求書、意見書、反論書及び再意見書であり、また、本件対象文書 2（2）は、特定の法人の代表者について雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案に関し、特定労働局の雇用保険審査官が作成した決定書の写しであることが認められ、いずれも本件請求文書に該当するものと認められる。
- (2) ところで、審査請求人は、意見書 1 及び意見書 2（上記第 2 の 2（2）ア及び（3）ア）において、本件対象文書 2（2）に限らず、本件請求文書に該当する決定書（写しを含む。以下同じ。）の全部を対象として特定すべき等の旨を主張している。
- (3) そこで、当審査会事務局職員をして諮問庁に対し確認させたところ、諮問後に改めて香川労働局において探索した結果、本件請求文書に該当

する文書として、別紙の4に掲げる4件の決定書の存在が確認されたとのことである。

このため、当審査会において、諮問庁からこれら4件の文書の提示を受けて確認したところ、本件対象文書1と同様に、特定の法人の代表者について雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案に関し、労働局の雇用保険審査官が作成した決定書であることが認められる。

(4)したがって、香川労働局において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当するものとして、別紙の4に掲げる各文書を保有していると認められるので、これを追加して特定し、改めて開示決定等をすべきである。

また、当該文書に限らず、調査の上、本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等すべきである。

3 不開示情報該当性について

(1) 開示すべき部分（別表の6欄に掲げる部分）について

ア 通番21及び通番22は、雇用保険の審査請求に当たり、特定労働局の雇用保険審査官が、特定公共職業安定所（以下「公共職業安定所」は「安定所」という。）の担当官から聴取した日付及び内容であり、当該審査請求に対する組織としての対応方針等を確認したものであり、個人に関する情報とは認められない。

また、当該部分のうち、特定安定所の担当官から聴取した内容は、原処分において開示されている情報から推認できる内容と認められることから、当該部分は、これを公にしても、職業安定行政機関の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

イ 通番48及び通番52は、特定公共職業安定所長が特定労働局の雇用保険審査官に対して提出した意見書の文書番号及び日付であり、個人に関する情報とは認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

ウ 通番53は、特定公共職業安定所長が特定労働局の雇用保険審査官に対して提出した再意見書の文書番号及び日付並びに特定労働局の受付印の年月日の部分であり、いずれも個人に関する情報とは認められない。また、これを公にしても、特定事業場の取引関係等の面において、同業他社との間で競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められず、職業安定行政機関の行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとも認められない。

したがって、当該部分は、法5条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきである。

エ 通番 5 5 は、雇用保険請求人の代理人弁護士の氏名並びに所属事務所の名称及び所在地であるが、当該部分は、特定番号事件の決定書の審査資料において、雇用保険請求人の氏名及び住所等と併せて記載されていることから、一体として当該雇用保険請求人に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められないことから、同号ただし書イに該当するとは認められず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法 6 条 2 項の部分開示の可否について検討すると、当該部分には、雇用保険請求人を識別することができる情報は含まれておらず、これを公にしても当該個人を特定することが可能であるとはいえないことからすると、雇用保険請求人の権利利益が害されるおそれがあるとは認められない。

また、当該部分のうち、代理人弁護士の氏名を公にしても、本件事案の場合、雇用保険請求の代理人となったことが明らかになるのみであり、弁護士業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは認められない。

さらに、代理人弁護士の氏名が不開示情報に該当しない場合、当該弁護士の事務所の名称及び所在地は、日本弁護士連合会の弁護士情報検索において検索可能であるから、これらも不開示情報には該当しない。

したがって、当該部分は、法 5 条 1 号及び 2 号イのいずれにも該当せず、開示すべきである。

オ 通番 5 7、通番 5 9、通番 6 2 及び通番 6 3 は、雇用保険請求人が所属する事業場の設立日であるが、当該部分は、平成 2 4 年特定番号事件の決定書において、雇用保険請求人の氏名及び住所並びに雇用保険請求人が所属していた事業場の名称等と併せて記載されていることから、一体として当該雇用保険請求人に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

次に、法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると、法の規定に基づく開示請求に係る別件諮問事件において、当該事件の原処分庁は、本件対象文書 2 (2) と同一の文書を特定し、当該同一の文書の一部を開示しているとのことである。そこで、当審査会において、当該同一の文書の提示を受けて確認したところ、当該部分は、当該同一の文

書について別件原処分で開示されている情報と同様の内容と認められることから、同号ただし書イに該当すると認められる。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当せず、開示すべきである。

(2) その余の部分(別表の6欄に掲げる部分を除く部分)について

ア 法5条1号該当性について

通番1, 通番2, 通番4, 通番7ないし通番9, 通番12, 通番14ないし通番17, 通番19, 通番20, 通番23ないし通番25, 通番27ないし通番30, 通番32, 通番34, 通番35, 通番37ないし通番48, 通番50ないし通番52及び通番56ないし通番67は、雇用保険請求人に係る雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案に関し、各特定労働局の雇用保険審査官が作成した決定書及びその審査資料の記載の一部である。これらは、具体的には、雇用保険請求人及び関係者の氏名、住所、生年月日、電話番号、印影、離職日、失業認定日、求職申込日、出勤等の状況、失業等給付の支給金額及び支給番号、被保険者番号並びに求職番号、雇用保険請求人が所属していた事業場の名称及び所在地、特定安定所の担当官が雇用保険請求人に対して聴取した年月日、特定公共職業安定所長が雇用保険請求人に対して行った返還命令処分等の年月日、雇用保険請求人が審査請求を提起した年月日並びに雇用保険請求人による審査請求に対して雇用保険審査官が決定を行った年月日等であり、それぞれ一体として当該雇用保険請求人等に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、氏名等個人識別部分については、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを公にすると、雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

イ 法5条1号及び6号柱書き該当性について

通番3, 通番10, 通番18, 通番21, 通番22及び通番49は、

雇用保険請求人に係る雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案に関し、特定労働局の雇用保険審査官が作成した決定書及びその審査資料の記載の一部である。これらは、具体的には、雇用保険請求人及び関係者の氏名、住所及び失業認定日、雇用保険請求人が所属していた事業場の名称、特定安定所の担当官が雇用保険請求人に対して聴取した年月日及び内容並びに雇用保険請求人による反論書等での主張等であり、それぞれ一体として当該雇用保険請求人等に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、氏名等個人識別部分については、部分開示の余地はない。また、その余の部分については、これを公にすると、雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

ウ 法5条1号及び2号イ該当性について

(ア) 通番5の6行目17文字目ないし19文字目及び8行目23文字目ないし26文字目、通番13の17頁3行目ないし8行目及び30行目ないし32行目、18頁3行目ないし9行目並びに22頁3行目ないし10行目並びに通番54の4行目7文字目ないし10文字目及び25文字目ないし27文字目には、雇用保険請求人が所属していた事業場と雇用保険請求人との間の示談交渉について、当該事業場及び雇用保険請求人それぞれから委任を受けた代理人弁護士の氏名、印影並びに所属事務所の名称、所在地、電話番号及びFAX番号が記載されている。

当該部分を公にすると、当該弁護士が当該示談交渉に関わったという事実が明らかになるところ、当該弁護士がいかなる個別事案に関与しているかという情報は、弁護士業を営む当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、同条1号について判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番5（上記（ア）を除く。）、通番13（上記（ア）を除く。）、

通番 3 1, 通番 3 6, 通番 5 4 (上記 (ア) を除く。) 及び通番 5 5 は, 雇用保険請求人に係る雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案に関し, 各特定労働局の雇用保険審査官が作成した決定書及びその審査資料の記載の一部である。これらは, 具体的には, 雇用保険請求人及び関係者の氏名, 住所, 失業認定日及び雇用状況並びに雇用保険請求人が所属していた事業場の名称及び設立年月日等であり, それぞれ一体として当該雇用保険請求人等に係る法 5 条 1 号本文前段に規定する個人に関する情報であって, 特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に, 法 5 条 1 号ただし書該当性について検討すると, 当該部分は, 法令の規定により又は慣行として公にされ, 又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから, 同号ただし書イに該当せず, 同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に, 法 6 条 2 項に基づく部分開示の可否について検討すると, 当該部分のうち, 氏名等個人識別部分については, 部分開示の余地はない。また, その余の部分については, これを公にすると, 雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には, 当該個人が特定されるおそれがあり, 個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず, 部分開示できない。

したがって, 当該部分は, 法 5 条 1 号に該当し, 同条 2 号イについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

エ 法 5 条 1 号, 2 号イ及び 6 号柱書き該当性について

(ア) 通番 6 の 2 3 行目 1 6 文字目ないし 1 8 文字目, 2 6 行目 3 1 文字目ないし 3 4 文字目, 2 7 行目 1 3 文字目ないし 1 5 文字目, 通番 1 1 の 9 行目 2 9 文字目及び 3 0 文字目並びに 1 5 行目 2 2 文字目及び 2 3 文字目並びに通番 5 3 の 3 0 行目 1 6 文字目ないし 1 8 文字目には, 雇用保険請求人が所属していた事業場と雇用保険請求人との間の示談交渉について, 当該事業場及び雇用保険請求人それぞれから委任を受けた代理人弁護士の名が記載されており, これを公にすると, 当該弁護士が当該示談交渉に関わったという事実が明らかになると認められる。

したがって, 当該部分は, 上記ウ (ア) と同様の理由により, 法 5 条 2 号イに該当し, 同条 1 号及び 6 号柱書きについて判断するまでもなく, 不開示とすることが妥当である。

(イ) 通番 6 (上記 (ア) を除く。), 通番 1 1 (上記 (ア) を除く。) 及び通番 5 3 (上記 (ア) を除く。) は, 雇用保険請求人に係る雇用保険の失業等給付の受給資格が争われた事案に関し, 特定労働局の雇

用保険審査官が作成した決定書及びその審査資料の記載の一部である。これらは、具体的には、雇用保険請求人及び関係者の氏名、住所及び受給資格決定日、雇用保険請求人が所属していた事業場の名称並びに特定安定所の担当官が雇用保険請求人に対して聴取した年月日及び内容等であり、それぞれ一体として当該雇用保険請求人等に係る法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

次に、法5条1号ただし書該当性について検討すると、当該部分は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報であるとは認められないことから、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

次に、法6条2項に基づく部分開示の可否について検討すると、当該部分のうち、氏名等個人識別部分については、部分開示の余地はなく、その余の部分については、これを公にすると、雇用保険請求人の関係者等一定範囲の者には、当該個人が特定されるおそれがあり、個人の権利利益を害するおそれがないとは認められず、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、同条2号イ及び6号柱書きについて判断するまでもなく、不開示とすることが妥当である。

オ 法5条6号柱書き該当性について

通番26は、立会審理における質問内容及び回答であるが、雇用保険の不正給付に対する対応について記載されており、これを公にすると、雇用保険給付の調査への協力をちゅうちょさせることとなるなど、職業安定行政機関における雇用保険給付の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条6号柱書きに該当し、不開示とすることが妥当である。

カ 法5条2号イ該当性について

通番33は、雇用保険請求人が所属していた事業場の内部情報に関する記載であり、これを公にすると、当該事業場の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、当該部分は、法5条2号イに該当し、不開示とすることが妥当である。

4 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 付言

処分庁は、原処分において、雇用保険請求人である特定個人の被保険者番号を意味するバーコード部分等、個人に関する情報として法5条1号に該当し、本来不開示とすべき部分について誤って開示決定している。

このような事態は、法が保護しようとする法益の侵害を招くものであり、処分庁においては、今後、同様のことがないように正確かつ慎重な対応をすべきである。

6 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求に対し、本件対象文書1を特定し、その一部を法5条1号及び6号に該当するとして不開示とした決定について、諮問庁が、本件対象文書2を追加して特定し、その一部を同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当するとして不開示とすべきとしていることについては、香川労働局において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書として別紙の4に掲げる文書を保有していると認められるので、これを特定し、調査の上、更に本件請求文書に該当するものがあれば、これを特定し、改めて開示決定等をすべきであり、諮問庁がなお不開示とすべきとしている部分のうち、別表の6欄に掲げる部分を除く部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きに該当すると認められるので、不開示とすることは妥当であるが、別表の6欄に掲げる部分は、同条1号、2号イ及び6号柱書きのいずれにも該当せず、開示すべきであると判断した。

(第3部会)

委員 高野修一，委員 久末弥生，委員 葭葉裕子

別紙

1 本件請求文書

雇用保険の基本手当の受給資格に関して、法人の代表者に係る実務上の取扱が分る文書

- ・ 下記のような文書に取扱の実務が分る記載があるかと思いますが、これら以外のもので該当するものがありましたら、それも含めて開示を願います。

例1) 本省から受け取った文書（業務連絡や疑義照会の回答など）

例2) 1) の情報や、電話等口頭で得た情報、その他参考情報などをまとめた文書

疑義解釈集などの名称でハローワークの職員が参照している内部文書に該当する記載がないかご確認下さい

例3) 雇用保険審査官が作成した決定書（審査のために収集された資料も含めた一式）、他局の決定書（の写し）も含めて、該当するものを探して下さい

- ・ 該当する文書が複数存在する場合には、開示を希望したい文書を選択できるように、文書の正式名称や記番号、該当頁などの情報をご連絡下さるようお願い致します。
- ・ 現在、厚生労働省のWEBページにて公開されているバージョンの業務取扱要領は除く。

2 本件対象文書1

- (1) 審査請求決定書 事件番号「平成29年特定番号」（審査資料を含む。）
- (2) 審査請求決定書（写）事件番号「平成27年特定番号A」
- (3) 審査請求決定書（写）事件番号「平成27年特定番号B」
- (4) 審査請求決定書（写）事件番号「平成27年特定番号C」
- (5) 審査請求決定書（写）事件番号「平成26年特定番号」

3 本件対象文書2

- (1) 上記2(1)に掲げる文書に係る審査請求書、意見書、反論書及び再意見書
- (2) 審査請求決定書（写）事件番号「平成24年特定番号」

4 追加して特定すべき文書

- (1) 審査請求決定書（写）事件番号「平成27年特定番号D」
- (2) 審査請求決定書（写）事件番号「平成23年特定番号」
- (3) 審査請求決定書（写）事件番号「平成21年特定番号」
- (4) 審査請求決定書（写）事件番号「平成20年特定番号」

別表

1 対象文書		2	3	4	5	6	
番号	文書名	通番	3 諮問庁が新たに開示している部分	4 諮問庁が不開示を維持する又は新たに特定した文書のうち不開示している部分	5 法5条各号該当性	6 4 欄のうち開示すべき部分	
1	雇用保険審査官が作成した決定書（審査のために収集された資料含む。）（平成29年特定番号）（本件対象文書1（1））	1	1	—	不開示部分	1号	
		2	2	1 2 行目 1 3 文字目	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	1号	
		3	3	6 行目 1 7 文字目ないし 7 行目 8 文字目、9 行目 1 7 文字目ないし 2 5 文字目	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	1号、6号柱書き	
		4	4	1 8 行目 2 文字目ないし 8 文字目	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	1号	
		5	5	2 1 行目 1 2 文字目ないし 1 8 文字目	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	1号、2号イ	
		6	6	8 行目 7 文字目、8 文字目、1 1 文字目、1 4 文字目、1 7 文字目ないし 2 7 文字目、1 0 行目 3 0 文字目ないし 3 7 文字目、1 7 行目 7 文字目、8 文字目、1 1 文字目、1 4	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	1号、2号イ、6号柱書き	

			文字目, 17 文字目ない し26文字 目, 20行目 4文字目な いし10文 字目			
	7	7	35行目6 文字目ない し11文字 目, 14文字 目, 17文字 目, 20文字 目, 21文字 目	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1号	
	8	8	7行目6文 字目ないし 17文字目	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1号	
	9ない し11	9	—	不開示部分	1号	
	12	10	19行目2 文字目ない し37文字 目, 20行目 3文字目, 6 文字目, 9文 字目ないし 31文字目, 21行目1 文字目ない し3文字目, 24行目1 文字目ない し3文字目, 26行目1 文字目ない し3文字目,	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1号, 6号柱 書き	

			29行目1文字目ないし3文字目, 31行目1文字目ないし12文字目, 15文字目, 18文字目, 21文字目ないし35文字目			
13	11	5行目8文字目ないし18文字目, 6行目16文字目ないし23文字目, 26行目8文字目ないし21文字目, 27行目6文字目ないし10文字目	原処分における不開示部分のうち, 左欄を除く部分	1号, 2号イ, 6号柱書き		
14	12	—	不開示部分	1号		
17ないし29	13	—	不開示部分	1号, 2号イ		
99, 100	14	—	不開示部分	1号		
105	15	—	不開示部分	1号		
103, 104, 106ないし	16	失業認定申告書における「就労の有無」欄及び「カレンダー	原処分における不開示部分のうち, 左欄を除く部分	1号		

	1 1 2		一」欄			
	1 1 3, 1 1 4	1 7	一	不開示部分	1 号	
	1 1 5	1 8	1 行目, 2 0 行目 1 文字 目, 2 文字 目, 5 文字 目, 8 文字目 及び 1 1 文 字目, 2 1 行 目 1 文字目 及び 2 文字 目, 2 2 行目 1 文字目及 び 2 文字目, 担当職員の 役職名, 氏名 及び印影, 安 定所の受理 印のうち, 受 理年月日を 除く部分	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1 号, 6 号柱 書き	
	1 1 6	1 9	雇用 (就労) 証明書にお ける「職種」, 「雇用形 態」, 「雇用期 間」及び「賃 金」欄	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1 号	
	1 1 7	2 0	一	不開示部分	1 号	
	1 2 0	2 1	1 行目ない し 5 行目, 6 行目 1 文字 目, 2 文字 目, 5 文字 目, 7 文字	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1 号, 6 号柱 書き	6 行 目, 1 0 行目 ないし 1 6 行 目

				目, 10文字 目, 14文字 目ないし9 行目, 担当職 員の印影部 分			
		121	22	9行目, 10 行目1文字 目ないし7 文字目, 10 文字目, 12 文字目, 15 文字目, 11 行目ないし 13行目, 安 定所職員の 署名及び印 影	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1号, 6号柱 書き	10行 目
2	他の労働局の雇用保険審査官が作成した決定書の写し (平成27年特定番号A) (本件対象文書1 (2))	129 ないし 136	23	—	不開示部分	1号	
		138 ないし 140	24	—	不開示部分	1号	
		141	25	12行目1 2文字目, 1 4文字目, 1 6文字目な いし14行 目18文字 目, 23行目 11文字目 ないし25 行目17文 字目, 33行 目17文字 目ないし3	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1号	

			4 行目, 3 8 行目 3 0 文 字目ないし 4 0 行目 2 8 文字目			
	1 4 2	2 6	—	不開示部分	6 号柱 書き	
	1 4 3 ないし 1 4 5	2 7	—	不開示部分	1 号	
	1 4 7, 1 4 8	2 8	—	不開示部分	1 号	
	1 4 9	2 9	—	不開示部分	1 号	
同上(平 成 2 7 年 特 定 番 号 B) (本 件 対 象 文 書 1 (3))	1 5 1, 1 5 2	3 0	—	不開示部分	1 号	
	1 5 3	3 1	1 0 行目 1 文字目ない し 8 文字目, 1 2 文字目 ないし 2 0 文字目	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	1 号, 2 号イ	
	1 5 4, 1 5 5	3 2	—	不開示部分	1 号	
	1 5 6	3 3	4 行目 2 4 文字目, 3 5 行目 1 5 文 字目ないし 3 6 行目	原処分における不開示部分 のうち, 左欄を除く部分	2 号イ	
	1 5 7, 1 5 8	3 4	—	不開示部分	1 号	
	1 6 0	3 5	—	不開示部分	1 号	
	1 6	3 6	—	不開示部分	1 号,	

		2, 1 6 3				2号イ	
		1 6 5	3 7	—	不開示部分	1号	
同上(平成27年特定番号C) (本件対象文書1(4))		1 6 6	3 8	—	不開示部分	1号	
		1 6 7	3 9	3 2 行目 2 3 文字目な いし 3 3 行 目 1 1 文字 目	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	1号	
		1 6 8	4 0	3 行目 1 7 文字目ない し 2 2 文字 目, 1 3 行目 7 文字目な いし 1 5 文 字目	原処分における不開示部分のうち、左欄を除く部分	1号	
		1 6 9 ないし 1 7 1	4 1	—	不開示部分	1号	
		1 7 3	4 2	—	不開示部分	1号	
		1 7 5	4 3	—	不開示部分	1号	
	同上(平成26年特定番号) (本件対象文書1(5))		1 7 7 ないし 1 8 0	4 4	—	不開示部分	1号
		1 8 2, 1 8 3	4 5	—	不開示部分	1号	
		1 8 4	4 6	—	不開示部分	1号	
3 諮問に 当たり 特定し た, 審査 請求書, 意見書, 反論書 及び再		1 8 6	4 7	—	労働局受付印及び受理印のうち年月日部分, 特定個人の氏名, 住所及び電話番号, 特定個人の印影, 特定個人が識別できる特定の日付が記載されている部分	1号	
	1 8 7	4 8	—	1 行目 8 文字目ないし 1 1 文字目, 1 3 文字目, 2 行目	1号	1 行 目, 2	

意見書 (本件 対象文 書 2 (1))				3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 7行目5文字目ないし21文字目, 8行目5文字目ないし8文字目, 13行目4文字目, 5文字目, 7文字目, 8文字目, 10文字目, 11文字目, 34文字目ないし14行目26文字目, 28文字目ないし15行目2文字目, 16行目4文字目, 5文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目, 24行目3文字目, 5文字目, 26行目4文字目, 6文字目, 7文字目, 18文字目, 20文字目, 37文字目, 27行目2文字目, 3文字目, 25文字目, 27文字目, 28文字目, 32文字目, 34文字目, 35文字目, 29行目4文字目, 6文字目		行目
	188	49	—	5行目9文字目, 11文字目, 12文字目, 15文字目, 17文字目, 20文字目, 22文字目, 25文字目, 27文字目, 30文字目, 32文字目, 35文字目, 37文字目, 38文字目, 6行目3文字目, 5文字目, 6文字目, 9文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 7行目31文字目, 32文字目, 34文字目, 36文字目, 37文字目, 8行目6文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 10行目4文字目, 5文字目	1号, 6号柱書き	

				<p>目， 7 文字目， 8 文字目， 1 1 行目 4 文字目， 5 文字目， 7 文字目， 8 文字目， 1 3 行 目 6 文字目ないし 1 5 行目 1 6 文字目， 1 6 行目 4 文字 目， 5 文字目， 7 文字目， 8 文字目， 2 7 文字目ないし 1 7 行目 4 文字目， 8 文字目な いし 1 8 文字目， 2 3 行目 4 文字目， 5 文字目， 7 文字目， 8 文字目， 3 6 文字目ないし 2 4 行目 9 文字目， 2 7 行目 4 文字目， 5 文字目， 7 文字 目， 9 文字目， 1 0 文字目， 2 1 文字目， 2 2 文字目， 2 4 文字目， 2 6 文字目， 2 7 文字目， 3 0 文字目ないし 2 8 行目 3 文字目， 2 1 文字 目， 2 2 文字目， 2 4 文字目， 2 6 文字目， 2 7 文字目， 2 9 行目 2 2 文字目， 2 4 文字 目， 2 5 文字目， 2 8 文字目， 3 0 文字目， 3 3 文字目， 3 5 文字目， 3 0 行目 1 文字 目， 3 文字目， 6 文字目， 8 文字目， 1 1 文字目， 1 3 文 字目， 1 4 文字目， 1 7 文字 目， 1 9 文字目， 2 0 文字目， 2 3 文字目， 2 4 文字目， 2 6 文字目， 2 7 文字目， 3 3 行目 3 文字目， 4 文字目， 6 文字目， 8 文字目， 9 文字目， 3 4 行目 2 1 文字目， 2 2 文 字目， 2 4 文字目， 2 6 文字 目， 2 7 文字目， 3 3 文字目， 3 4 文字目， 3 6 文字目， 3 7 文字目， 3 5 行目 1 文字</p>		
--	--	--	--	---	--	--

				目, 2文字目, 37行目19文字目, 20文字目, 22文字目, 24文字目, 25文字目, 28文字目ないし36文字目		
	189	50	—	1行目1文字目, 2文字目, 24文字目, 25文字目, 27文字目, 29文字目, 30文字目, 3行目4文字目, 5文字目, 7文字目, 9文字目, 10文字目, 7行目9文字目, 10文字目, 12文字目, 14文字目, 15文字目, 24文字目ないし34文字目, 8行目22文字目, 24文字目, 25文字目, 9行目7文字目, 9文字目, 10文字目, 16文字目, 17文字目, 19文字目, 20文字目, 11行目12文字目, 13文字目, 15文字目, 17文字目, 18文字目, 35文字目ないし12行目8文字目, 13行目6文字目, 8文字目, 9文字目, 15文字目, 16文字目, 18文字目, 19文字目, 15行目24文字目ないし34文字目, 25行目13文字目, 14文字目, 16文字目, 17文字目, 19文字目, 20文字目, 26行目18文字目ないし28文字目	1号	
	190	51	—	8行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 24文字目, 9行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 24文字目, 1	1号	

				0行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 11行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 12行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 13行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 14行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 24文字目, 15行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 23文字目, 24文字目, 16行目18文字目, 19文字目, 21文字目, 22文字目, 24文字目, 25文字目, 17行目15文字目ないし29文字目, 18行目12文字目, 13文字目, 15文字目, 16文字目, 18文字目, 19文字目		
	191	52	—	1行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目, 4行目6文字目ないし9文字目, 6行目20文字目, 21文字目, 23文字目, 25文字目, 11行目6文字目ないし18文字目, 16行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 9文字目, 12文字目ないし24文字目, 18行目15文字目ないし18文字目, 21行目24文字目ないし36文字目, 22行目9文字目ないし12文字目, 28行目29文字目,	1号	6行目

				30文字目, 32文字目, 34文字目, 35文字目, 29行目19文字目, 20文字目, 22文字目, 24文字目, 25文字目, 31文字目, 32文字目, 34文字目, 35文字目, 37文字目, 38文字目, 特定の個人の印影		
192	53	—	労働局の受付印の年月日の部分, 1行目8文字目ないし11文字目, 13文字目, 21行目3文字目, 4文字目, 6文字目, 8文字目, 7行目5文字目ないし30文字目, 8行目5文字目ないし8文字目, 9行目12文字目, 13文字目, 15文字目, 17文字目, 18文字目, 11行目23文字目, 24文字目, 26文字目, 27文字目, 29文字目, 30文字目, 12行目8文字目ないし14行目14文字目, 16行目4文字目ないし16文字目, 17行目13文字目, 14文字目, 16文字目, 18文字目, 19文字目, 18行目3文字目, 4文字目, 23行目8文字目, 9文字目, 11文字目, 12文字目, 14文字目, 15文字目, 27文字目ないし26行目9文字目, 30行目6文字目, 7文字目, 9文字目, <u>11文字目</u> , <u>12文字目</u> , <u>16文字目</u> ないし <u>18文字目</u> , <u>25文字目</u> ないし <u>34文字目</u>	1号, 2号イ, 6号柱書き	労働局の受付印の年月日の部分, 1行目, 2行目	

		193	54	—	1行目1文字目ないし3文字目, 29文字目ないし3行目6文字目, 16文字目, 17文字目, 19文字目, 20文字目, 22文字目, 23文字目, 27文字目ないし4行目3文字目, 7文字目ないし10文字目, 17文字目ないし20文字目, 25文字目ないし27文字目, 5行目28文字目ないし6行目18文字目, 26文字目ないし8行目13文字目, 15行目11文字目ないし14文字目, 18行目9文字目ないし21文字目, 26行目31文字目ないし27行目10文字目	1号, 2号イ	
4	諮問に 当たり 特定し た,特定 労働局 の雇用 保険審 査官が 作成し た決定 書の写 し(平成 24年 特定番 号)(本 件対象 文書2 (2))	194	55	—	特定の個人の氏名及び住所, 代理人弁護士の氏名, 所属事 務所の名称及び所在地	1号, 2号イ	代理人 弁護士 の氏名 , 所属 事務所 の名称 及び所 在地
		195	56	—	6行目6文字目ないし8文字目, 7行目31文字目, 32文字目, 8行目1文字目, 3文字目, 4文字目, 11行目9文字目, 10文字目, 12文字目, 14文字目, 15文字目, 18文字目ないし27文字目, 12行目9文字目, 11文字目, 12文字目, 18行目1文字目, 3文字目, 19行目9文字目, 11文字目, 27行目9文字目,	1号	

				1 1 文字目, 1 2 文字目, 1 8 文字目, 1 9 文字目, 2 1 文字目, 2 3 文字目, 2 4 文字目		
	1 9 6	5 7	—	2 行目 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 6 行目 5 文字目, 6 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 4 文字目ないし 2 9 文字目, 8 行目 1 8 文字目, 1 9 文字目, 2 1 文字目, 2 3 文字目, 2 4 文字目, 9 行目 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 1 0 行目 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 5 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目, 2 1 文字目ないし 1 1 行目 5 文字目, 1 9 行目 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 2 1 行目 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 3 文字目, 1 5 文字目, 1 6 文字目, 2 2 文字目, 2 3 文字目, 2 5 文字目, 2 7 文字目, 2 8 文字目, 2 4 行目 9 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 3 0 行目 9 文字目ないし 2 4 文字目	1 号	6 行目 5 文字目, 6 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 1 文字目, 1 0 行目 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 5 文字目, 1 7 文字目, 1 8 文字目
	1 9 7	5 8	—	1 行目 1 2 文字目ないし 2 7 文字目, 2 行目 3 文字目ないし 7 文字目, 2 2 文字目ないし 2 6 文字目, 4 行目 5 文字目ないし 2 0 文字目, 5 行目 6 文字目ないし 1 0 文字目, 6 行目 2 3 文字目, 2 4 文字目, 2 6 文字目, 2 8 文	1 号	

				字目, 29文字目, 24行目 6文字目ないし10文字目, 25行目6文字目ないし1 0文字目, 26行目6文字目 ないし9文字目, 27行目6 文字目ないし11文字目, 2 8行目6文字目ないし10 文字目		
198	59	—		10行目8文字目, 9文字 目, 11文字目, 13文字目, 14文字目, 17行目7文字 目, 8文字目, 10文字目, 12文字目, 13文字目, 2 4行目9文字目, 10文字 目, 26行目7文字目, 8文 字目, 10文字目, 15文字 目, 16文字目, 18文字目, 22文字目ないし27行目 6文字目, 28行目22文字 目ないし29行目6文字目	1号	17行 目
199	60	—		25行目7文字目ないし2 2文字目, 27行目7文字目 ないし22文字目, 29行目 7文字目ないし22文字目, 31行目7文字目ないし2 2文字目, 32行目1文字 目, 2文字目, 4文字目, 6 文字目, 7文字目	1号	
200	61	—		2行目7文字目ないし22 文字目, 24文字目ないし2 7文字目, 5行目7文字目な いし22文字目, 10行目1 1文字目ないし16文字目, 12行目7文字目ないし1 2文字目, 15行目3文字 目, 4文字目, 6文字目, 7 文字目, 9文字目, 10文字	1号	

				目, 2 4 行目 2 2 文字目, 2 3 文字目, 2 5 文字目, 2 7 文字目, 2 8 文字目		
	2 0 1	6 2	—	4 行目 9 文字目ないし 2 4 文字目, 5 行目 1 1 文字目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目, 6 行目 1 1 文字目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目, 8 行目 1 1 文字目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 6 文字目, 1 7 文字目, 1 2 行目 1 1 文字目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 1 7 文字目, 1 3 行目 1 6 文字目ないし 1 4 行目 2 文字目, 1 5 行目 1 9 文字目, 2 0 文字目, 2 2 文字目, 2 4 文字目, 2 5 文字目, 1 6 行目 1 7 文字目, 1 9 文字目	1 号	5 行目
	2 0 2	6 3	—	3 2 行目 9 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 1 8 文字目ないし 3 3 行目 2 文字目, 2 4 文字目, 2 5 文字目, 2 7 文字目, 2 9 文字目, 3 0 文字目	1 号	3 2 行目 9 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目
	2 0 3	6 4	—	1 行目 7 文字目ないし 2 2 文字目, 3 行目 9 文字目ないし 2 4 文字目, 3 1 文字目, 3 2 文字目, 4 行目 2 文字目, 5 行目 1 文字目ないし 3 文字目, 3 0 文字目ないし 6	1 号	

				行目 1 4 文字目, 1 8 文字目, 1 9 文字目, 2 1 文字目, 7 行目 1 文字目, 2 文字目, 4 文字目, 6 文字目, 1 0 文字目ないし 2 5 文字目, 1 0 行目 3 文字目ないし 7 文字目, 1 1 行目 2 4 文字目ないし 2 8 文字目, 3 0 文字目ないし 1 2 行目 1 3 文字目, 1 3 行目 2 3 文字目ないし 2 7 文字目, 1 5 行目 7 文字目ないし 1 1 文字目, 1 5 文字目ないし 3 0 文字目, 1 7 行目 4 文字目ないし 8 文字目, 2 3 行目 1 6 文字目ないし 3 1 文字目, 2 7 行目 3 文字目ないし 1 8 文字目, 2 8 行目 2 9 文字目ないし 2 9 行目 1 2 文字目		
	2 0 4	6 5	—	3 行目 9 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 4 文字目, 1 5 文字目, 9 行目 6 文字目ないし 1 5 文字目, 1 7 行目 1 6 文字目ないし 3 1 文字目, 1 8 行目 2 8 文字目ないし 1 9 行目 8 文字目, 2 3 行目 2 3 文字目ないし 2 7 文字目, 2 8 行目 2 文字目, 3 文字目, 5 文字目, 7 文字目, 3 2 行目 2 2 文字目ないし 2 6 文字目	1 号	
	2 0 5	6 6	—	4 行目 2 6 文字目, 2 7 文字目, 2 9 文字目, 3 1 文字目, 5 行目 1 文字目, 7 文字目, 8 文字目, 1 0 文字目, 1 2 文字目, 1 3 文字目, 1 1 行目 1 9 文字目ないし 1 2 行	1 号	

					目 4 文字目, 1 6 行目 1 2 文字目ないし 2 7 文字目		
		2 0 6	6 7	—	5 行目 3 文字目, 4 文字目, 6 文字目, 8 文字目, 9 文字目	1 号	

(注) 理由説明書・別表の文書番号 2 の 1 5 6 頁, 文書番号 3 の 1 8 7 頁及び 1 9 2 頁並びに文書番号 4 の 1 9 5 頁及び 2 0 1 頁の下線部に誤植があり, 当審査会事務局で訂正した。